



cutting through complexity

「マクロヘッジプロジェクトの必要性が広く受け入れられていることがフィードバックによって示された。適用範囲に関する見解は分かれたものの、全体として、ほとんどの回答者が、会計上のミスマッチに対処するプロジェクトを支持しているように見られた。」

KPMGグローバル
IFRS金融商品リーダー
Chris Spall



金融商品プロジェクトの動向

本ニュースレターは、2015年2月における金融商品プロジェクトに関するIASBの審議の概要を解説しています。

2月の会議において、IASBは、2014年4月に公表されたマクロヘッジに関するディスカッション・ペーパー(DP)に寄せられた回答について重点的に取り組んだ。IASBは、財務諸表利用者から寄せられたフィードバックの概要及びすべての回答者から寄せられたDPIにおける複数のセクションについてのフィードバックの詳細な分析について審議した。IASBのスタッフは、残りのセクションに関して寄せられたフィードバックの分析を3月に開催される会議で提供する予定である。

概要

- 回答者は、DPが動的リスク管理活動に関する現行のIFRSの主な限界を識別していることに概ね同意した。
- ほとんどの回答者は、会計上のミスマッチに対処するプロジェクトを支持しているようである。
- ポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)が現行のIFRSの主な限界に対処するか否かについて見解が分かれた。
- 多くの回答者は、PRAの適用範囲が動的リスク管理に焦点を当てたものではなく、リスク軽減に焦点を当てたものとなることを支持した。
- ほとんどの回答者は、PRAを任意適用とすることを支持した。
- 多くの回答者は行動予測をPRAに含めることを(特にコア要求払預金に関しては)支持した。
- 代替的アプローチとしてその他の包括利益を通じたPRAを用いることに対して見解が分かれた。

マクロヘッジ・プロジェクトに寄せられたコメントの検討

これまでの経緯

【動的リスク管理の会計処理】

現行のIFRS(具体的には、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」)は、マクロヘッジの会計処理モデルを提供してはいるものの、一部の一般的な動的リスク管理活動を反映するための企業の能力を制限するような制約が含まれている。さらに、そのうちのいくつかのモデルは、金利リスクの管理についてのみ取り扱っており、その他のリスクについては取り扱っていない。広範囲の動的リスク管理活動を反映する会計モデルがなければ、こうした活動を財務諸表上で忠実に表現することが難しくなる可能性があるとして主張する者もいる。

これらの問題に対処するため、IASBIは、2014年4月にディスカッション・ペーパー「DP/2014/1 動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」(以下、「DP」という)を公表した。これは本プロジェクトにおける最初のデュー・プロセス資料となった。このプロジェクトには会計に関する根本的な問題が含まれており、現行のヘッジ会計モデルの単なる修正ではないため、IASBIは直ちに公開草案を公表しなかった。

ポートフォリオ再評価アプローチ

DPでは、マクロヘッジ会計のアプローチの1つとなりうる「ポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)」を提案している。これは、企業の管理対象エクスポージャーを識別し、管理対象リスクの変動に対応して再測定するものである。

- 管理対象エクスポージャー：管理対象エクスポージャーが識別され、管理対象リスクの変動に対応する利得と損失を純損益に認識して再測定が行われる。再測定は、現在価値技法を用いて行われる。
- リスク管理手段となる金融商品：リスク管理のデリバティブ(すなわち、リスク管理手段)は、引き続き純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)する。
- ヘッジ会計処理の効果：企業の動的リスク管理活動に係る成果は、純損益で認識する上述の測定による純額の影響として捕捉される。
- その他のリスク：管理されていないリスクはこのアプローチの対象とはならない(すなわち、PRAは完全な公正価値モデルとは異なる)。

IASBIは、現行のIFRSが求める一対一の指定に関連する複雑性を軽減するため、PRAモデルは現行のオープン・ポートフォリオに関するヘッジ会計モデルよりも運用しやすくなると予想している。

管理対象エクスポージャー

PRAを適用する際に主に問題となるのは、動的リスク管理活動をどの程度まで会計処理に反映させるかである。DPは、現行のIFRSよりもPRAの適用範囲が広がる多数の分野について検討している。例えば、DPは管理対象エクスポージャーに以下の事項を含めるべきか否かについて検討している。

- パイプライン取引(pipeline transactions)－広告金利による固定利付商品の予想引出し量
- エクイティ・モデル・ブック(equity model book)－金利に類似した目標最低リターンを達成するための、企業の自己資本の管理
- コア要求払預金負債、期限前返済リスク及び予測される顧客行動の変化に関連する行動予測を加味した期待キャッシュフロー(behaviouralised expected cash flow)

2つの適用範囲の選択肢

DPは、PRAの適用範囲について、2つの選択肢を提示している。

- 動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲: このアプローチのもとでは、ヘッジされているか否かに関わらず、動的に管理されているすべてのエクスポージャーにPRAが適用される。
- リスクの軽減に焦点を当てた適用範囲: 企業がヘッジによってリスク軽減活動を行った場合にのみ、PRAが適用される。

マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパーに寄せられたコメント

【DPの公表(2014年4月)以降の展開】

DPの180日のコメント期間は2014年10月17日に終了し、IASBに126件のコメントレターが寄せられた。また、IASBは財務諸表の作成者及び利用者、規制当局、会計基準設定主体、会計団体及び会計事務所を含む利害関係者とのアウトリーチ会議も開催した。さらに、会計基準アドバイザー・フォーラムではこのトピックに関する審議が複数回にわたって行われ、メンバーのDPIに対する見解を提供した。その後、世界作成者フォーラム(Global Preparers Forum, GPF)でも同様の取り組みが行われた。

2月に、スタッフはIASBに対して以下を提供した。

- 財務諸表利用者から寄せられたフィードバックの概要
- すべての回答者から寄せられたDPIにおける複数のセクションについてのフィードバックの詳細な分析

財務諸表利用者は、マクロヘッジのプロジェクトとPRAの概念を概ね支持した

【財務諸表利用者から寄せられたフィードバック】

IASBは、財務諸表利用者から4件のコメントレターを受け取った。さらに、財務諸表利用者とIASBのメンバー及びスタッフとの会議が14回開催された。

財務諸表利用者は、プロジェクトとPRAの概念を概ね支持した。彼らは、現行のIFRSでは動的リスク管理活動に関する十分な情報が提供されていないとの主張に基づき、これが財務報告と動的リスク管理活動とをより合致させるための第一歩になると考えた。PRAの適用範囲については見解が分かれた。

一部の財務諸表利用者は、動的リスク管理活動の全体像を把握するために、ヘッジされるリスクとヘッジされないリスクの両方を考慮することに関心を示した。これは、ヘッジされるオープン・ポジションとヘッジされないオープン・ポジションはどちらも、銀行にとって純損益の重要な要素である正味の金利収益の重要な決定要因であるという見解に基づいている。

したがって、財務諸表利用者にとっては、ヘッジしないという経営者の決定も重要な要因となる。しかし、以下については、財務諸表利用者に通見解はなかった。

- 情報を表示する場所—純損益、その他の包括利益または財務諸表注記における開示。
- 情報を表示する方法—動的リスク管理活動を反映するPRAによって認識及び測定が行われない場合に、適切な開示は確保されるか？

一部の財務諸表利用者は、将来キャッシュフローの再評価(行動予測を含む)は企業固有の判断に依存していると考えられるため、開示のみで足りると述べた。

財務諸表利用者から寄せられたその他の懸念事項には以下のものが含まれる。

- PRAを任意適用とした場合の比較可能性の低下
- 利益調整(earnings management)の可能性
- 金利リスクと他のリスクの間に相関関係がある場合に、金利リスクのみを再評価することの正確性に関する懸念

【回答者から寄せられたフィードバックの詳細な分析】

IASBはDPのすべての回答者（前述の財務諸表利用者を含む）から寄せられたフィードバックの詳細な分析に関して審議を行った。会議では、DPの以下のセクションに関する主なコメントについて審議された。

DPのセクション	セクション番号
背景及びPRAへの導入、及び概要	1及び2
PRAの適用範囲	5
管理対象ポートフォリオ（管理対象エクスポージャー）	3
代替的アプローチその他の包括利益を通じたPRA	9

上記の他に、他のリスクへのPRAの適用（セクション8）についても簡単な審議が行われた。残りのセクションに関する審議は3月に開催される会議で行われる。

背景及びPRAへの導入、及び概要

論点	フィードバックの概要
現在の問題点の識別とプロジェクトの必要性	<p>回答者は、DPはリスク管理が動的に行われる場合の、現行のIFRSにおける主な論点を識別していることに概ね同意した。また、DPが動的リスク管理とその特徴の重要な要素を捉えていることに概ね同意した。</p> <p>したがって、多くの回答者は本プロジェクトが必要であると考えた。ただし、一部の回答者は、財務報告と動的リスク管理活動とを合致させることは困難であるとの認識を示した。</p> <p>プロジェクトを支持する回答者は、リスクの軽減に焦点を当てた適用範囲を明確に選好していた。</p> <p>一部の欧州の回答者は、プロジェクトはEUのカーブアウト¹にも対処すべきであるとの見解を示した。</p>
プロジェクトの目的	<p>多くの回答者は、DPは以下のいずれかがプロジェクトの目的であることを明確にしていなかったと考えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 会計処理において動的リスク管理を表現すること ■ リスク管理が動的な場合に現行のIFRSでは対処することが困難な「会計上のミスマッチ²」に対処すること <p>回答者は、会計上のミスマッチに対処するというプロジェクトの目的を支持しているようである。この目的は、リスクの軽減に焦点を当てた適用範囲と整合的である。以下は、この目的を支持する主な理由として挙げられたものである。</p>

回答者は、DPが動的リスク管理活動に関する現行のIFRSの主な限界を識別していることに概ね同意した

ほとんどの回答者は、会計上のミスマッチに対処するプロジェクトを支持しているようである

1 2004年にEUは、カーブアウトされたIAS第39号（ヘッジ会計に関する一部のパラグラフを削除）を承認した。カーブアウトされたIAS第39号は、金利リスクの公正価値ヘッジ会計の適用に関する特定の要素を緩和した。

2 例えば、償却原価で会計処理される資産または負債と、FVTPLで測定されるデリバティブの会計処理の違いによって生じる。

PRAが現行のIFRSの
主な限界に対処する
ものか否かについて
見解が分かれた

<p>プロジェクトの目的(続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動的リスク管理活動と企業の管理手法の多様性を考慮すると、動的リスク管理を表現する単一の会計アプローチを開発することは極めて困難である。 ■ IFRS第9号のもとでは、動的に管理される銀行の資産及び負債(例:貸付金及び預金)の多くは、IFRS第9号の事業モデルの評価に基づき償却原価で測定される可能性がある。しかし、プロジェクトの目的が動的リスク管理を表現することになれば、これらの資産及び負債をすべて再測定しなければならず、事実上、IFRS第9号の事業モデルの評価をオーバーライドすることになる。 ■ 動的リスク管理を表現することによって、業務上の機密情報を開示することになる可能性がある。
<p>PRAの適用</p>	<p>PRAが現行のIFRSにおいて識別された論点に対処するか否かについては、見解が分かれた。</p> <p>以下は、PRAを支持する見解である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 財務諸表利用者は、財務報告と動的リスク管理活動とがより合致することにより、提供される情報の有用性が向上すると考えている。 ■ 現行のIFRSでは、一対一のヘッジ指定が求められているが、PRAはこの複雑性を軽減する。 <p>一方、以下の懸念事項が提起された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 測定の信頼性が重要である。PRAは、評価に基づくモデルであり、管理対象エクスポージャーの再測定が求められる。したがって、PRAは以下を伴う可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 管理対象エクスポージャーの性質によって、行動予測を考慮した重要な判断が含まれる。 - 銀行の目的が、正味の金利収益を金利リスク・エクスポージャーによる公正価値変動のリスクから保護することではなく、将来キャッシュフローの変動のリスクから保護することである場合に、銀行の金利リスク管理目的との不整合が生じる。 ■ PRAと現行のIFRSにおけるキャッシュフロー・ヘッジの会計処理との相互関係が明確ではない。 ■ オープン・ポートフォリオとクローズド・ポートフォリオ(すなわち、動的リスク管理と静的リスク管理)の区別が明確ではない。 ■ PRAは、必ずしも現行のIFRSよりも運用しやすいわけではない。

PRAの適用範囲

多くの回答者は、PRAの適用範囲が動的リスク管理に焦点を当てたものではなく、リスク軽減に焦点を当てたものとなることを支持した

ほとんどの回答者は、PRAを任意適用とすることを支持した

論点	フィードバックの概要
<p>焦点を動的リスク管理に当てるか、リスクの軽減に当てるか</p>	<p>多くの回答者は、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲よりもリスクの軽減に焦点を当てた適用範囲を支持した。その主な理由は、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲では、ヘッジされていないリスク・エクスポージャーを再評価することによって純損益のボラティリティが拡大するからである。回答者からの主なコメントには、以下のものが含まれていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクトの目的は、会計上のミスマッチに対処することにあるはずである。動的に管理されるエクスポージャーをすべて再評価することは、この目的と整合しない。 ■ 動的リスク管理に焦点をあてた適用範囲の場合、動的リスク管理による影響の全体像を提供できるが、その情報は、ある「時点」のものでしかなく、有用でない可能性がある。動的リスク管理の全体像を表現するためには、開示を強化する方が、より効果的である。 ■ 動的リスク管理に焦点をあてた適用範囲が適用されることによって、金利リスクを管理しない銀行の純損益のボラティリティよりも金利リスクを動的に管理する銀行の純損益のボラティリティの方が大きくなるのであれば、直観に反する可能性がある。 ■ 動的リスク管理に焦点をあてた適用範囲を適用するためには、動的リスク管理を厳密に定義する必要があるが、実際の動的リスク管理活動の多様性に鑑みるとそれは困難である。 ■ リスク軽減に焦点を当てた適用範囲は現行のIFRSと整合的である。 <p>一部の回答者は、以下の理由から、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲を支持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本財務諸表に動的リスク管理活動を適切に反映することは、情報の有用性と比較可能性を向上させる。 ■ 動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲の方が、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲よりも、PRAの運用が容易である。 ■ リスク軽減に焦点を当てた適用範囲では、有利な純損益の結果を得るように恣意的な適用となる可能性がある。
<p>PRAを強制適用とするか、任意適用とするか</p>	<p>ほとんどの回答者は、どちらの適用範囲を支持するかにかかわらず、PRAを任意適用とすることを支持した。以下がその理由である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行のヘッジ会計規定の任意適用と整合する。 ■ PRAは(公正価値ヘッジ会計、キャッシュフロー・ヘッジ会計及び公正価値オプションと並んで)、事業とリスク管理活動を最も適切に反映させるための柔軟性を企業に与える1つのメカニズムである。

管理対象ポートフォリオ(管理対象エクスポージャー)

多くの回答者は行動予測をPRAに含めることを(特にコア要求払預金に関しては)支持した

論点	フィードバックの概要
行動予測	<p>多くの回答者は行動予測をPRAに含めることを支持した。以下がその理由である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 動的リスク管理は通常、契約上のキャッシュフローではなく、行動予測によるキャッシュフローに基づく。 ■ 現行のIFRSには、例えば金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ会計のような(IAS第39号AG114項からAG132項を参照)、期待キャッシュフローに基づく要求事項がすでに存在する。 ■ 財政状態計算書の表示において、単一純額表示科目のアプローチ³を利用した場合には、PRAの影響が別個に表示されることとなるため、行動予測に対する懸念事項が軽減される可能性がある。 <p>特に、コア要求払預金の行動予測をPRAに含めることに対しては、以下の理由から、強力な支持が寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コア要求払預金の行動予測は、多くの銀行で広く利用されており、動的リスク管理の不可欠な部分である。 ■ 行動予測を通じて、動的リスク管理の影響を示すことができなくなると、キャッシュフロー・ヘッジのような代替的なヘッジ会計の指定が必要となる。そうすると、提供される情報の透明性が低下する。 <p>しかし、以下を含む広範囲の懸念事項が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 行動予測は、適切なセーフガード(例:適切な文書化など)が設けられていて、モデル及び使用された仮定に関する十分な開示が行われている場合においてのみ、認められる。これによって、比較可能性の欠如及び利益調整といった問題を回避することになる。 ■ 行動予測アプローチによって、重要な判断と主観が介入することとなる。 ■ 行動予測によるキャッシュフローの変化が生じた場合に、それが行動の変化によってもたらされたものであるか、過去の仮定の欠陥によってもたらされたものであるかを区別することが困難である。

3 DPでは、財政状態計算書上で再評価調整を表示する代替案として次の3つのアプローチを説明している。(a)科目ごとのクロスアップ、(b)調整の合計額、(c)単一の純額表示科目である。単一の純額表示科目アプローチでは、再評価されたポートフォリオ全体の正味の再評価調整を、財政状態計算書における単一の科目に表示することが求められる。

パイプライン取引及びエクイティ・モデル・ブック	<p>パイプライン取引及びエクイティ・モデル・ブックをPRAに含めるか否かについては、見解が分かれた。現在これらの項目を動的リスク管理に含めている回答者は、より忠実な情報を提供することができると考え、これらの項目を含めることを支持した。</p> <p>しかし、多くの回答者は「財務報告に関する概念フレームワーク⁴」と矛盾するため、これらの項目を含めることについて懸念を示した。</p>
--------------------------------	---

代替的アプローチ:その他の包括利益を通じたPRA

その他の包括利益を通じたPRAを代替的アプローチとすることに対して見解が分かれた

論点	フィードバックの概要
その他の包括利益を通じたPRA	<p>その他の包括利益を使用する代替的アプローチに対しては見解が分かれた。</p> <p>このアプローチに反対する主な議論は概念上及び実務上の困難さに言及しており、これには以下のような難しさが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「財務報告に関する概念フレームワーク」と矛盾する可能性。現行の概念フレームワークのプロジェクトにはその他の包括利益の目的に関する審議が含まれている。 ■ PRAによってデリバティブの会計処理(デリバティブは、FVTPLで測定されている)は変更されないとするDPの重要な仮定との矛盾。 ■ 内部デリバティブの取り扱い(すなわち、その他の包括利益を通じてPRAが適用された場合、内部デリバティブの影響が連結純損益において相殺されなくなる)。 ■ 管理対象エクスポージャーが売却された場合でも、その他の包括利益から純損益への振替えは行われれないという事実。 ■ ヘッジの非有効部分をその他の包括利益で認識することは、非有効部分を純損益で認識することを要求する現行のヘッジ会計と矛盾するという事実。 ■ その他の包括利益を通じたPRAアプローチによって、資本のボラティリティが拡大する可能性。 <p>その他の回答者は、その他の包括利益を通じたPRAを支持し、以下の見解を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ その他の包括利益を通じたPRAは、動的リスク管理に焦点を当てたPRAによって純損益のボラティリティが拡大するという懸念に対処することとなる。 ■ その他の包括利益を通じたPRAは、保険会社において生じる会計上のミスマッチの論点に対処できる可能性がある(「他のリスクへのPRAの適用」を参照)。

4 これらの項目について管理対象エクスポージャーを再測定することは、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産または負債の定義を満たさない項目を再測定することを伴う。すなわち、パイプライン取引を再評価する場合は、企業が取引の当事者となる前に資産または負債を認識しなければならず、エクイティ・モデル・ブックの再評価においては資本の再測定を認識することになる。

他のリスクへのPRAの適用

論点	フィードバックの概要
<p>非金融業界</p>	<p>非金融業界から寄せられたコメントは、限られており、これには以下のコメントが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ PRAの適用をその他のリスクまで拡大した場合、認識済みの資産または負債から生じない予定取引の取り扱いは、重要な要素であり、障害となる可能性がある。これは、予定取引の再評価は、概念フレームワークと整合しないためである。 ■ 一部の回答者は、非金融業界における金利リスク以外のリスクへの動的リスク管理の適用について、IASBがさらに分析を行うことを推奨した。 ■ PRAの適用範囲は狭めるべきであり、銀行における動的金利リスク管理に限定すべきである。なぜなら、その他の種類のリスクやその他の業界に適用することは多くの困難を伴うためである。
<p>保険会社</p>	<p>保険会社は実務で金融資産及び保険債務に動的リスク管理を適用していることから、プロジェクトに関心を示した。しかし、DPでは銀行における動的金利リスク管理に焦点を当てているため、DPのアプローチをどのように保険会社に適用すべきか明確ではない。</p> <p>保険会社は、DPが、IASBの保険契約プロジェクトの一環で今後公表予定の最終基準書によって生じうる会計上のミスマッチに対処していないこと、またこの会計上のミスマッチは、銀行にとっての会計上のミスマッチとは異なるとの認識を示した。</p>

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

小澤 季広

T: +81 3 3548 5107

E: toshihiro.ozawa@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者である堀 洋彰及びAngie Ah Kunの努力に謝意を表します。

また、レビューワーであるMark Northan及びChris Spallの貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年2月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 21」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS金融商品ニュースレター (IFRS – Financial Instruments Newsletter) は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。